

長井崎小中一貫学校 部活動規約

令和6年3月5日

【1】部活動の目的

- (1) 部活動に自主的・自発的に参加し、個人や集団の目標に向かって取り組む中で、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びを味わう。
- (2) 異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育む。
- (3) 目標達成に向かって互いに励まし合い、高め合うことで、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする心を育む。

【2】部活動名

- ・野球部（男女） ・ソフトボール部（女） ・男子バレーボール部（男） ・女子バレーボール部（女）
- ・文化活動部（男女）

【3】入部の規定

- (1) 部活動への加入は、任意加入制とする。
- (2) 男子は野球部、男子バレーボール部、文化活動部の中から選択して加入できる。女子は野球部、女子バレーボール部、ソフトボール部、文化活動部の中から選択して加入できる。
- (3) 令和3年度で、総合部は廃部とする。
 - ①長井崎小中一貫学校に部活動として存在していない競技は、各個人で活動を行う。
 - ②他競技で、中体連に参加を希望する生徒は学校長の承認により大会に参加することができる。
 - ③大会引率（中体連のみ）については、クラブチーム引率者または教員が行う。

【4】活動について

- (1) 活動日数は、平日は週3日以内、（令和5年度より） 休日は原則月4日（土日どちらか1日）以内とする。
- (2) 休日の活動時間は、月32時間以内とする。
- (3) やむを得ず土日両日とも活動をしなければならない場合は、校長の承認を得てから行う。ただし、月32時間の上限は変わらない。
- (4) 休日の活動を自校で行う場合、顧問または合同チーム相手校の顧問または外部指導者が参加できるときに行う。試合を他校で行う場合、外部指導者のみの引率はできない。
- (5) 競技人数の足りない部活動については、顧問・保護者・生徒が同意の上、校長の承認を得て他校との合同チームで活動することが可能である。

【5】部活動の継続及び廃部の要件について（令和4年3月から施行）

部活動の継続及び廃部は以下の要件を満たしているものとする。

◎入部希望者が1名以上いる場合は継続とする。

上記の条件を2年間継続して満たしていない場合は新しい部員を募集せず、前年度までに所属していた全部員が卒業後に廃部とする。

【6】 休日及び長期休業中の活動の留意点

- (1) 休日の活動予定（活動日数、活動時間）は、校長と教頭の承認を得た後、前の月末までに生徒及び保護者に周知する。（予定表を配布）
- (2) 休日の長井崎小中一貫学校体育館及びグラウンドについては、休日に使用する部活動で連絡・調整して決める。
- (3) 長期休業中は土日の活動は行わない。

【7】 転部、退部について

- (1) 部活動への入部は単年度毎（3月入部）とし、3年間続けられる部活動を選ぶようにする。
- (2) 転退部する場合は、転退部届に保護者の印をし、その後顧問に提出する。
- (3) 年度途中の入部を認める。しかし、同年度3月まで加入する部活動に所属することを条件とする。ただし、特別な事情や学校が認める場合は、その限りではないとする。

【8】 外部指導者について

- (1) 外部指導者は、本校の校長・教頭・教員以外のものとする。
- (2) 学校の教育活動を十分理解しており、その点を校長が認めた者とし、外部指導者依頼申請書を提出する。
- (3) 日常の指導が定期的に十分に可能な者とする。
- (4) 各大会のベンチ入り等の用件は、該当する大会の要項に準ずる。
- (5) 部活動の運営においては必ず教員を配置し、外部指導者が単独で運営することはできない。
- (6) 大会の引率や他校での活動への引率は教員とし、外部指導者のみで行うことはできない。
- (7) 中体連会議、監督会議の出席はできない。
- (8) 競技中のベンチ内での活動については、競技規則に準ずる。

※ 県や市の部活動ガイドラインが示された場合、その都度部活動規約を再検討する。